



名古屋経済大学
法学部准教授

永沼 淳子氏

オーブン カレッジ

生殖補助医療により誕生した子とその親について、最高裁が興味深い二つの判断を示している。

生殖補助医療と親子関係

ひとつは、「母子関係」を判断したのである（平成19年3月23日）。子宮癌（がん）のために産めなくなった妻の卵子と夫の精子を人工受精して、

ひとつは、「母子関係」を判断したのである（平成19年3月23日）。子宮癌（がん）のために産めなくなった妻の卵子と夫の精子を人工受精して、

させ、受精卵をアメリカ人女性に移植し、代理出産により双子を授かった後、夫の嫡出子として出生届を出したが、出産の事実がないと、最高裁は、現行の民法では、性的子宮に移植し、代理出産により双子を授かった後、夫の嫡出子として出生届を出したが、出産の事実がないと、最高裁は、現行の民法では、

なぐぬま じゅんこ 民法、不動産取引法。名古屋経済大学大学院博士後期課程。1965年生まれ。

子の福祉が基本の立法を

害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により性別を男性に変更した後、女性と婚姻し、妻となった者が第三者から精子の提供を受け出産した子について、夫婦の嫡出子として出生届を提出したが、子と生理的血縁関係が認められないとして、届は受理されなかった。性別を変更した者の戸籍には、その事実が記載されるため、役所が父子に血縁関係がないことを認識することになる。しかし、子の父親について民法七七二条は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と定めている。この事案では、父となる者が性別を変更している特殊性が性別を変更している特殊性

を除外し、父子関係に法律的な早期確定」などをいい、血縁関係がなくても父とする「父子関係」の判断はこれに適用される。最高裁は、「母子関係がないことが明らかである」として出生届を提出したが、子と生理的血縁関係が認められないとして、届は受理されなかった。性別を変更した者の戸籍には、その事実が記載されるため、役所が父子に血縁関係がないことを認識することになる。しかし、子の父親について民法七七二条は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」と定めている。この事案では、父となる者が性別を変更している特殊性

